平成28年中

三重の少年排行

ダイジェスト版【確定値】

注) 冊中の表・グラフにおける構成比の合計が、計算 100%にならない場合があります。 冊子の表中の空欄は、「0」です。

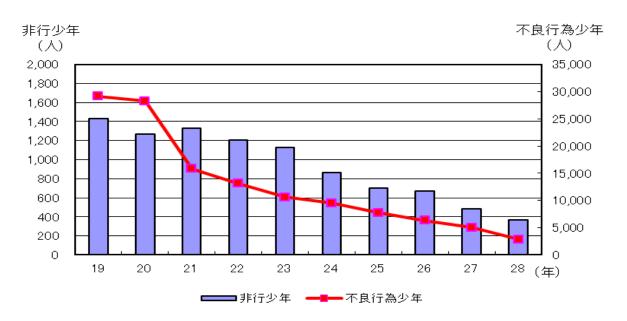
三重県警察本部

少年非行の概況

平成 28 年中に刑法や特別法に規定する罪を犯し、警察が検挙・補導した非行少年の 総数は 368 人で、前年に比べ 119 人(24.4%)減少しました。

また、飲酒、喫煙などで補導した不良行為少年は 2,887 人で、前年に比べ 2,174 人 (43.0%)減少しました。

【非行少年および不良行為少年の10年間の推移】



【少年非行の推移】

区分)	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
	Til 14 YO	犯罪少年	1,147	1,047	1,039	973	927	741	593	570	388	294		
	刑 法 犯 少 年	触法少年	197	139	194	139	123	47	32	35	45	28		
非	۲ ۱	小 計	1,344	1,186	1,233	1,112	1,050	788	625	605	433	322		
行	4+ Dil 1+ YD	犯罪少年	77	68	71	84	61	58	74	62	53	45		
少	特 別 法 犯 少年	触法少年	2	6	16	4	12	10	2	1	0	0		
年	†	小 計	79	74	87	88	73	68	76	63	53	45		
	ぐ犯	少 年	10	5	9	4	2	6	4	0	1	1		
	非 行 少	年 合 計	1,433	1,265	1,329	1,204	1,125	862	705	668	487	368		
	不良行為少年			28,271	15,874	13,147	10,627	9,548	7,747	6,305	5,061	2,887		

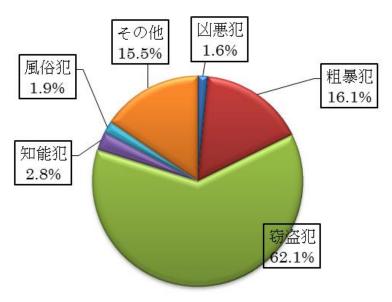
- (注)・ 犯罪少年は、14歳以上20歳未満で、刑罰法令に規定する罪を犯した少年(道路交通関係法令に規定する罪を除く。)をいう。
 - ・ 触法少年は、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(交通に係る業務上過失致死傷等を除く。)をいう。
 - ・ ぐ犯少年は、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を 犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

刑法犯少年

刑法犯少年は、刑法に規定する罪を犯した犯罪少年(14歳以上)及び触法少年(14歳未満)のことをいいます。刑法犯には、殺人・強盗などの凶悪犯、暴行・傷害などの粗暴犯、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯、詐欺・横領などの知能犯、強制わいせつなどの風俗犯、占有離脱物横領などのその他の刑法犯があります。

罪種別状況

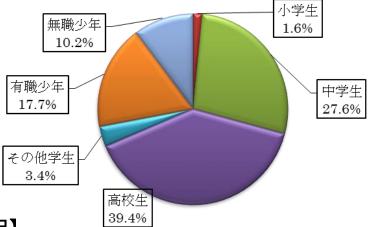
罪種別では、窃盗犯が刑法犯全体の62.1%を占めています。



【罪種別状況】

年次	罪種別 年次			総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平	成	2 8	年	322	5	52	200	9	6	50
		構成	比(%)	1	1.6	16.1	62.1	2.8	1.9	15.5
平	成	2 7	' 年	433	8	43	278	4	6	94
		構成	比(%)	1	1.8	9.9	64.2	0.9	1.4	21.7
増	洞	人	員	-111	-3	9	-78	5	0	-44
垣	//9	率	(%)	-25.6	-37.5	20.9	-28.1	125.0	0.0	-46.8

学職別状況



【学職別状況】

	E 3 (INVISE IN AUX.)													
	学職別年次					学 生	・児童	生 徒						
年次			総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	小計	有職少年	無職少年			
平	成	2 8 年	322		5	89	127	11	232	57	33			
		構成比(%)	1		1.6	27.6	39.4	3.4	72.0	17.7	10.2			
平	成	2 7 年	433		13	125	183	10	331	74	28			
		構成比(%)	ı		3.0	28.9	42.3	2.3	76.4	17.1	6.5			
増	減	人 員	-111		-8	-36	-56	1	-99	-17	5			
垣	ル以	率 (%)	-25.6		-61.5	-28.8	-30.6	10.0	-29.9	-23.0	17.9			

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年(犯罪少年)の割合

全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は13.6%で、昨年に比べ3.4ポイント減少した。

少年 13.6% 成人 86.4%

人口 1,000 人あたりの刑法犯少年(犯罪少年)検挙人員

【人口比】

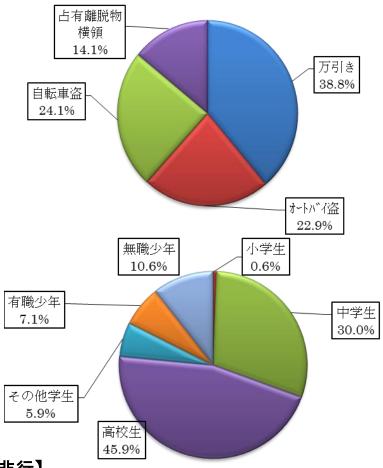
	刑法犯少年[犯罪少年] (人)	人口比 (人)
三重県	294	2.8
全 国	31,516	4.5

※ 人口比は、三重県は三重県戦略企画部統計課、全国は国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき計算したもの。

初発型非行の状況

初発型非行は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領(道路等に放置されている自転車などを自分のものにする。)をいい、動機が単純で、安易に行われやすい非行形態をいいます。これらで検挙・補導された少年が刑法犯少年全体の 52.8%を占めています。

初発型非行をきっかけに非行の程度が深まる危険性があり、少年を立ち直らせるためには、この段階で適切な指導を行うことが重要です。



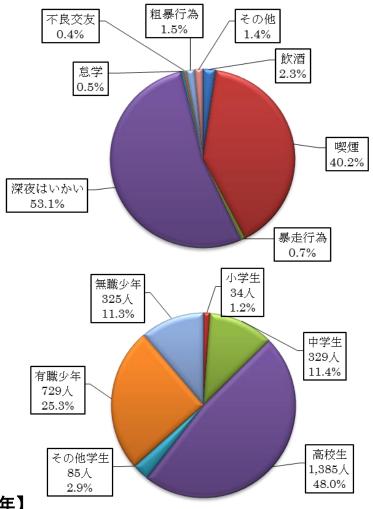
【初発型非行】

		学	職別			学 生	・児童	生 徒						
手口	□別		/	総数	小学生	中学生	高校生	その他 学生	小計	有職少年	無職少年	前年同期	増減数	
万	Ē	}	き	66	1	13	29	2	45	8	13	132	-66	
オ	オートバイ盗		39		18	19		37		2	39	0		
自	転	車	盗	41		18	15	5	38	3		53	-12	
占	有離月	兑物机	黄領	24		2	15	3	20	1	3	42	-18	
	Ē	†		170	1	51	78	10	140	12	18	266	-96	
前	年	同	期	266	4	84	141	6	235	20	11			
増	減	人	員	-96	-3	-33	-63	4	-95	-8	7			
占	沙以	率 ((%)	-36.1	-75.0	-39.3	-44.7	66.7	-40.4	-40.0	63.6			

不良行為少年

不良行為少年は、刑法や特別法に規定する罪を犯した少年ではありませんが、飲酒、 喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいま す。行為別にみると、喫煙と深夜はいかいで 93.3%を占めます。

これらの行為は、非行へつながる危険性があることから、警察ではボランティアの皆 さんと協力するなど、街頭補導を通じて適切に指導する活動をしています。

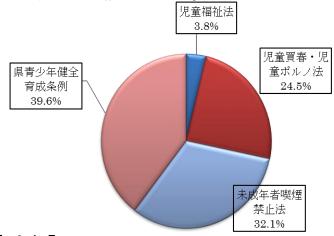


【不良行為少年】

年次		行為別	総数	飲酒	喫煙	暴走行為	深夜 はいかい	怠学	不良交友	粗暴行為	その他
平	成	2 8 年	2,887	67	1,160	20	1,532	13	11	43	41
		構成比(%)	ı	2.3	40.2	0.7	53.1	0.5	0.4	1.5	1.4
平	成	2 7 年	5,061	93	1,803	37	2,952	33	10	101	32
		構成比(%)	-	1.8	35.6	0.7	58.3	0.7	0.2	2.0	0.6
増	減	人 員	-2,174	-26	-643	-17	-1,420	-20	1	-58	9
垣	沙	率 (%)	-43.0	-28.0	-35.7	-45.9	-48.1	-60.6	10.0	-57.4	28.1

福祉犯の被害少年

福祉犯とは、児童買春に係る犯罪、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他少年の福祉を害する犯罪をいいます。福祉犯による被害少年の総数は53人で、前年に比べて24人(31.2%)減少しました。

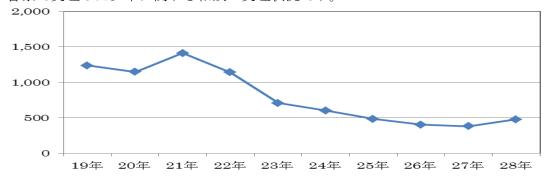


【福祉犯被害少年】

学職	法令別学職別			総数	児童 福祉法	児童買春・児童ポルノ法	労働 基準法	未成年者 喫煙禁止法	県青少年 健全育成条例	その他	
		小	学	生	2		2				
学	!生•	中	学	生	12	1	4			7	
児童	重生徒	高	 校	뀨	27	1	7		9	10	
		そ	の	他	0						
有	職	少		年	9				6	3	
無	職	少		年	3				2	1	
総				数	53	2	13	0	17	21	0
前	年	同		期	77	4	6	0	32	33	2
増	減	人		訓	-24	-2	7	0	-15	-12	-2
垣	ル以	率(%)	-31.2%	-50.0%	116.7%	_	-46.9%	-36.4%	-100.0%

少年相談状況

警察で受理した少年に関する相談の受理状況です。



	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
受理件数	1,234	1,144	1,410	1,139	707	602	484	404	381	476